

米国における企業寄付の転換点

—— A.P. Smith MFG. CO. v. Barlow et al. 事件(1953)¹⁾ ——

大 橋 敏 博

はじめに

1. 事件の概要
2. 判旨
3. 本件判決に関する考察
 - (1) 従来の判例
 - (2) 本件判決の意義

はじめに

American Association of Fundraising Counsel (AAFRC)によれば、米国での2000年中の寄付総額は2034.5億ドルに上り、これは米国GDPの2.0%に相当するもので、米国における公益慈善寄付の役割の大きさが示されている。また、このうち個人からの寄付が1520.7億ドル(74.7%)、企業からの寄付が108.6億ドル(5.3%)であり(その他は財団からの寄付や遺贈によるもの)、依然、個人寄付が中心であるが、企業寄付の増加は対前年度12.4%増と個人寄付の増加率4.9%に比べ大きく、企業寄付の拡大傾向を伺わせている²⁾。また、今後更に個人寄付の割合が減少し、企業寄付の割合が増加するものと見られており、2025年には企業寄付の割合は13%を超えるとの予想もある³⁾。

しかし、企業寄付がこのように拡大したのは米国寄付の歴史の中ではさほど過去のことではない。本稿で取り上げる1953年6月25日のニュージャージー州最高裁判決(A.P. Smith MFG. CO. v. Barlow et al. 事件)は、企業寄付拡大への一つの転換点とも言うべき判例である。

芸術文化関係では、かつてパトロンは王侯貴族、富豪などであったが、時代の進展に伴い、国・地方公共団体が次第に有力なパトロンとなってきている。これらの公的 existenceとともに、現代において富と権限を有する企業が今後有力なパトロンとなってくるものと思われる。

ここでは、本件判決を当時の時代背景や、この判決以後の寄付に与えた影響などを含め考察することとする。

1. 事件の概要

A.P.Smith MFG.社は、1896年に設立され、水道、ガス会社のための水道栓、消火栓の製造、販売を行う会社で、従業員300人、工場は、ニュージャージー州East Orange、Bloomfieldに所在していた。1951年7月24日、A.P.Smith MFG.社は、取締役会でプリンストン大学(ニュージャージー州)にその維持運営に要する経費として1500ドルの寄付を決定した。A.P.Smith MFG.社の工場(East Orange他)はニュージャージー州に所在しており、これらは17世紀に英国から移住したピューリタンによって開かれた古い町であった。また、プリンストン大学は、やはり18世紀に長老派教会の設立になるとの歴史を有し、ともに共通の基盤をもっていたことが寄付につながったものと思われる。

Barlow他の原告は株主であり、その主張は、株主は寄付をオーソライズしていない、会社はコモンローの下で寄付を行う権限を有しない(ultra vires rule:会社の能力は定款所定の会社の目的によって制限され、目的外の行為は無効)などとするものであった。

ultra vires ruleとは、会社の能力は、定款所定の会社の目的によって制限され、目的外の行為は無効となるとの原則で、19世紀英國の判例によって確立されたとされている。なお、我が国の会社法に関する代表的な教科書(鈴木竹雄「新版会社法」)では、法人の権利能力の制限に関し、「通説・判例によれば、法人はそれぞれの目的の範囲内においてのみ人格を認められるにすぎないから、この範囲外においては権利義務を享有することができず、したがって会社の機関がこのような目的の範囲外の行為をしても、会社の行為とは認められず、……そして右に、いわゆる会社の目的は、……『定款所定の目的』を意味するが、それは定款に記載された目的自体のみならず、それから当然演繹されうべき事項、すなわち、定款に記載された目的の達成に必要または有益な行為をも包含するものと解せられ、……」、また、「目的達成のため有益な行為」として「寄付のような無償行為は、それによって直接利益を得ることはできるものではないが、祭礼の寄付を始め義援や研究援助のための寄付など、社会的に慣行化された寄付をすることは、会社の目的達成に寄与するものと認められる。」とされている⁴⁾。

2. 判 旨

ニュージャージー州最高裁は、従来の判例や企業の在り方等を検討し、判決は6対0で寄付の有効性を支持し、会社側の勝訴となった。最後の結論部分の概要は次のとおりである。

- (1) 寄付は、卓越した高等教育機関に対して行われ、金額も穩当(moderate)であり、州法の制限の範囲内でなされ、また、公共の福祉を助長し、私企業であり、かつ地域社会の構成員としての会社の利益を増進するとの合理的な考え方に基づき行われている。
- (2) 自由で活力ある非政府教育機関が、我々のデモクラシーや自由な企業システムを活性化させる、合理的な範囲内での企業寄付を否定することは企業存続をも危うくするものである、との認識は、現在広く国内で認められている考え方である。
- (3) 企業はこのようなことを認識するようになり、啓蒙された(with enlightenment)企業は様々な方法で社会を守り、強化しようとしている。株主も、現在の現実に目を閉

ざすべきではなく、また、現代社会構造の構成員としての企業が、長期的視野をもつて高度の義務を認識し遂行することを妨害すべきではない。

3. 本件判決に関する考察

(1) 従来の判例

1) 企業寄付に関する従来の代表的な判例は、*Hutton v. West Cork Railway Company*事件判決(1883)である⁵⁾。

この事件は、West Cork Railway会社が事業を売却し清算中であったが、売却代金の一部を役員に寄付したため、一部株主がこの寄付の差し止めを求めた事案である。この事件の判旨は、会社は、役員に給付金として贈与することができるが、それは会社利益の増大のためでなければならない、会社がその事業を他社に売却し、清算中である場合はこのようなことはできない、とするものであった。A.P. Smith事件判決でもこの判例が引用されているが、そこでは、会社を運営する責任にある者は、会社に利益をもたらすものでなければ、慈善のための支出を行うことができないとの判例とされている。なお、この判決には、Charles Synge Christopher Bowen判事の次のような意見が付されている。

「慈善 (charity) は単に慈善であるだけでは会社の取締役会の議題にはならない。モラルやフィランソロフィーではなく、ビジネス（会社の利益）に関連して初めて取締役会の問題となる。」

この判決が出て、事件は注目を浴び、英國法廷のみならず米国法廷にも影響を及ぼし、寄付会社に直接の利益を立証すべしと要請することとなった⁶⁾。また、ビジネス（会社の利益）を強く意識することは現在の企業の意識にもつながっている。

なお、直接的利益との観点から、この時代における企業寄付は、実際には鉄道会社によるYMCA支援など限定されたものであった。長い勤務の後、途中で下車する列車乗務員に宿泊所などを提供するためのものであることを理由としたのである。また、実際にこの時期多くのYMCAは鉄道会社によって設立され、支援された⁷⁾。

2) その後、1921年、1922年には、従来の企業利益概念を拡張する判例が現われている。*Evans v. Brunner, Mond & Company, Ltd.* 事件(1921)では、Brunner, Mond & Company, Ltd.社（化学に関する企業）は、株主の特別総会で、大学や科学研究所に10万ポンドを寄付することを決議。原告は株主で、ultra vires であると主張。化学に関する会社が大学や学術機関に寄付することで、人材を得るという利益がコモンローの原則に反するほど遠いものではない、と判示⁸⁾。

Armstrong Cork Co. V. Meldrum Co. 事件(1922)では、Meldrum Co.社は、バファロー大学に寄付を申し込み、この寄付の有効性が争われた。当時、Meldrum Co.社のあるバファローにはビジネス教育の学校が存在していなかった。この事件では、会社はビジネスについての専門的知識のある人材を確保しておく必要があった、会社は寄付により実質的な宣伝効果を上げられることになった、などと判示⁹⁾。

これらは、前記1) 判例に立脚し、寄付が直接的に会社の利益に合致するかどうかが争われた事件であるが、ここでは従来の判例での企業利益概念の拡張がある。化学会社は、化学教育を受けた人材を会社ビジネスのためにリザーブしておく必要があるというのは、さほど遠い利益ではないものの、卒業生が必ずしも当該会社に入社することは保障されて

おらず、本来の直接的な利益ではない。また、宣伝効果は会社のビジネスの繁栄を促進させ、企業に利益をもたらすものではあるが、短期的・直接的な効果ではない。

これらの判決を生んだ背景を考えてみると、企業がその富と力を拡大させ、次第に有力な存在となってきたことが挙げられる。株式会社の起源は1602年のオランダ東インド会社に遡るが、当初国王の勅許状により設立されていたものが法律により準則主義となり、設立が容易になったのは19世紀半ば（英國では1862年会社法）であった。その後、株式会社制度が急速に普及し、その存在の大きさが認識されるようになったのである。また、第一次世界大戦での負傷者救済のための赤十字の資金集めへの企業への協力要請など、社会が富を有する企業に期待することが多くなってきたことが判決に影響していると考えられる。

第一次世界大戦時、ヨーロッパでの負傷者救済のため、赤十字が資金集めを行ったが、企業の利益に直接結びつかない赤十字に対する寄付を企業が行うことは、当時非常に困難であった。このため、1917年、「赤十字配当金」という複雑な制度が考案された。これは、赤十字への寄付のために企業が特別配当金を赤十字に支払う形を取り、企業は配当金が臨時であることを明記し、さらに株主の承諾の署名をもらったうえで寄付するものであった¹⁰⁾。

(2) 本件判決の意義

1) 株主利益と企業の社会的責任

会社は、営利事業を行い、それによって得た利益を構成員に分配することを目的とする営利団体である。すなわち、会社は、このように構成員の私益を図ることを目的とし、対外的活動により利益を上げ、その利益を利益配当（または残余財産分配）の方法で、構成員（株主）に分けるものである¹¹⁾。

この観点からすれば、企業の今後の活動に要する経費等以外の利益は、すべて株主に配当すべきものとなる。株主の立場からすれば、企業が直接利益に関係しないところに寄付すれば、自分たちへの利益配当が減少するため、株主利益に反することとなる。このような見解は企業の元々の在り方からすれば正論と言うべきであり、現在においても根強い考え方である。ミルトン・フリードマンも、企業は株主のための仕組みであり、企業自身が寄付を行うべきではなく、最終的に利益を得た株主が寄付するかどうかを判断すべきであると主張している¹²⁾。

2) 当時の実業界など関係者の証言（寄付の根拠づけ）

本事件では当時の実業界関係者なども様々な証言を行っており、当時の実業界では寄付を積極的に行おうとする状況であった様子が伺える。また、これらの証言は最終結論のための有力な根拠となっている。

(i) NJスタンダード石油会社重役会議議長(Mr. Frank W. Abrams)の証言

企業は、その社会的責任を認識し、自由な企業システム社会という重要なものをサポートすることが期待されている。このような合理的な期待を失望させることは、企業にとって良いやり方（good business）ではない。社会の中で市民が通常受け入れねばならない義務を排除せずにそれらを果たし、経済社会のメンバーから理解され、それにより重要な利益を得られることが企業にとって大切である。

(ii) United States Steel社前重役会議議長 (Mr. Irving S. Olds) の証言

会社にとって、良き政府を守るために重要な教養教育を維持すること（すなわち、大学に寄付すること）は、「自己利益」(self interest) につながる。資本主義と自由な企業の維持のためには、私的で独立した大学が必要である。米国のビジネス界が私立大学を支援しなければ、結局のところ、株主、雇用者、消費者の長期的利益 (long-range interest) を損なうこととなる。

(iii) プリンストン大学学長 (Dr. Harold W. Dodds) の証言

高等教育において私立大学が国公立に置き換わってしまったならば、我々の社会はすっかり異なったものとなってしまうだろう、また、私企業はすぐにはすたれて (fade out) しまうだろう。

3) 長期的・間接的利益へ

本件判決により、寄付の際に考えなければならない会社の「利益」は直接的・短期的な利益から長期的・間接的な利益に拡張されることとなった。企業は、自分自身が生き残るために健全な経済と自由で活力ある非政府研究機関が重要な役割を果たしている社会環境が必要であることを認識することも必要となった。企業制度が設けられた当時には株主の私的利潤を追求する手段であったが、時代が進展し、今や企業は地域社会の一員として社会的な責任 (social responsibilities) を認識し、それらを果たすことが求められるようになったのである。ただし、ここでもビジネス（会社の利益）はやはり考慮されている。それが社会的責任との関連で短期的・直接的な利益から長期的・間接的な利益に拡張されたのである。

4) 現代のパトロン（企業）

(i) 企業寄付の拡大

本件判決前後の企業寄付の状況を見ると、本件判決前にもかなりの企業寄付の実態があつたことが伺われる。Ultra viresの議論も株主の合意を取り付けておけば問題にはならない。企業寄付の社会的な要請が強いことが企業寄付の実態に反映している。1936年～1940年における企業の税引き前所得に対する寄付の割合は、0.310%、同じく1941年～1945年では0.645%、1950年～1953年では0.848%、1960年～1964年では0.998%となっている¹³⁾。1953年の本件判決は、この拡大傾向に拍車をかけたものと考えられる。

この時期、1919年のテキサス州以来、各州会社関係法ではultra viresの議論を避けるため、そもそも会社の一般的権限の中に公共の福祉、慈善、教育のために寄付を行うことができることを規定するようになった。また、州によっては寄付の限度額やその決定手続きなども規定されるようになっていた。なお、Model Business Corporation Act(MBCA)では、「公共の福祉あるいは慈善、科学、教育の目的に寄付を行うこと」が会社の権限として規定されている^{14)、15)}。

(ii) 直接的な利益のない分野への拡大

直接的な利益を想定すれば、寄付対象は制限される。芸術文化のような分野への寄付が直接的・短期的な効果をもたらす企業は多くない。例えば、楽器製造販売会社がピアノを音楽家やホールに寄付するような場合などは直接的な関連性が認められるが、一般の会社ではこのような直接的な関連性は少ない。一般的に慈善活動に支援することも広い意味で企業の利益につながると解すれば、芸術文化分野はじめ多様な分野にも寄付できることとな

る。この意味で、本件判決は以後の多様な分野への寄付の拡大に大きく貢献したものといえる。

なお、現在、米国においては芸術文化部門への寄付は115.0億ドルで、寄付金総額2034.5億ドルの5.7%に相当する(2000年)¹⁶⁾。本判決以降、対象範囲の弾力化がなければ、このような数字にまで拡大することはなかったと考えられることから、芸術文化支援の歴史にこの判決が与えた意味合いには大きいものがある。また、現在においては米国企業は米国内だけでなく広く世界の寄付の源となっている¹⁷⁾。

(ⅲ) 芸術文化のパトロンと企業メセナ

かつて芸術家の活動は、王侯貴族、法王、富豪がパトロンとなることにより支えられてきた。ルネサンス期フィレンツェでのメディチ家、ミケランジェロにシスティナ礼拝堂の天井画を描かせたローマ法王、ベラスケスを厚遇したスペイン王など、芸術史を遡れば、それは歴史そのものの反映であり、パトロンとは当時の政治的・経済的権力者そのものであったことに気付く。富や権力の所在の変化がパトロンの変化に対応する。王侯貴族等の権力が失われた現代社会においては公的資金が芸術を支え、国や地方公共団体が重要なパトロンとなっている。更に、近年新たな有力パトロンが現わってきた。芸術文化活動を支援する「企業メセナ」(芸術文化支援)である。前述してきたように、現代において富と権力を握り始めているのが企業であり、企業がその存在感を高め、パトロンとして企業が注目されるのは当然の成り行きということができる。

富を有することは、すなわち、寄付負担能力があるということであり、富を有する企業は様々な寄付を求められる。しかし、他方、企業には単に社会的責任・社会的貢献という言葉やモラル以上に、企業イメージの向上や企業自身の活性化につながることをも含め、したたかな計算(ビジネス)がある。むしろ、このような計算(ビジネス)が存在することが、企業と社会がともに利益を得ることから健全で着実な状態といえる。かつてのメディチ家や王侯貴族等も単に善意のみでパトロンとなったわけではなく、市民・国民の広範な支持を得ようとするもくろみ、あるいは国内外に権威を誇示する手段などの価値を考えてのことであった¹⁸⁾。

なお、我が国の場合、平成11年度の企業寄付合計は4,380億円(対前年度比2.2%減、108億円減)であるが¹⁹⁾、近年、企業メセナに関心が高まりつつあり、利益の1%をメセナに当てようとする企業の1%クラブなどの動きがあり、また、1990年には企業によるメセナ活動の活性化を目的に企業メセナ協議会も設立されている。

注

- 1) 本稿は、WEST PUBLISHING CO.社発行の*ATLANTIC REPORTER (second series)* 第98巻所収の本件判決に基づき作成したものである。pp.581-590, Vol.98, *ATLANTIC REPORTER second series*, WEST PUBLISHING CO., 1953.
- 2) American Association of Fundraising Counsel(AAFC)2001年5月23日付けプレスリリース。
- 3) 青木利元「不朽のレガシー」15頁、公益法人29巻3号、(財)公益法人協会、2000年。
- 4) 鈴木竹雄「新版会社法(全訂第4版)」、9頁-11頁、弘文堂、平成5年。
- 5) Hutton v. West Cork Railway Company事件(1883年5月29日英國Her Majesty's Court of Appeal判決)、Vol.52, *Chancery Division, Law Journal Reports for the year 1883*.
- 6) Mrion R. Fremont-Smith, *Philanthropy and the Business Corporation*, Russel Sage Foundation,

- 1972, 萬代久尚訳「慈善と企業」15頁、ソーラン社、昭和59年。
- 7) Ralph L. Nelson, *Economic Factors in the growth of corporation giving*, 萬代久尚訳「企業寄付增加の経済的要因」30頁、ソーラン社、昭和59年。
 - 8) 森田章「米国における企業の社会的責任論の展開」643頁-644頁、『民商法雑誌』70巻4号、1974年。
 - 9) 森田章「米国における企業の社会的責任論の展開」644頁-645頁、『民商法雑誌』70巻4号、1974年。
 - 10) 出口正之「アメリカの企業フィランソロピー」162頁、『開花するフィランソロピー』、TBSブリタニカ、1993年。
 - 11) 鈴木竹雄「新版会社法（全訂第4版）」14頁、弘文堂、平成5年。
 - 12) Milton Friedman, p.135, *Capitalism and Freedom*, The University of Chicago Press, 1962.
 - 13) Ralph L. Nelson, *Economic Factors in the growth of corporation giving*, 萬代久尚訳「企業寄付增加の経済的要因」12頁、ソーラン社、昭和59年。
 - 14) 森田章「米国における企業の社会的責任論の展開」649頁-652頁、『民商法雑誌』70巻4号、1974年。
 - 15) 会社は州法の下に設立され、管轄される。この州法は、大部分の州で、Model Business Corporation Act(MBCA)を模範法として取り入れるか、参考としているため、共通性が高い。
(西川郁生「アメリカビジネス法」195頁、中央経済社、平成8年)。
 - 16) AAFRC Trust for Philanthropy の「Giving USA 2001」によれば、分野別で見ると、最も多いのが宗教分野で36.5%の743.1億ドル、教育分野13.8%（281.8億ドル）、保健健康分野9.3%（188.2億ドル）などとなっている。
 - 17) 例えば、米国のサラ・リー社（食品会社）は、2000年にオランダ・ゴッホ美術館他に作品を寄贈。ゴッホ美術館では企業からの作品寄贈はこれが最初という。（大橋敏博「欧州諸国の美術館運営と寄付寄贈」164頁、安田総合研究所『欧米諸国における美術品の取引・流通の状況および美術品に関する税制についての調査研究報告書』（2000年））。
 - 18) 藤沢道郎「メディチ家はなぜ栄えたか」47頁、講談社、2001年。
 - 19) 国税庁企画課編「平成11年度分税務統計からみた法人企業の実態」、財務省印刷局、2000年。

キーワード：慈善寄付 企業寄付 企業の社会的責任 パトロン フィランソロフィー
ウルトラ・ヴィールス

(Toshihiro OHASHI)